a　当連結会計年度末現在の連結会社における従業者（役員を除く。以下同じ。）数を業務区分に関連付けて記載すること。

また、提出会社の当事業年度末現在の従業者について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業者数を業務区分に関連付けて記載すること。

b　連結会社又は提出会社において、臨時従業者が相当数以上ある場合には、当連結会計年度末までの１年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業者の総数が従業者数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

c　当連結会計年度末までの１年間において、連結会社又は提出会社の従業者の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

⑷　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。⑺において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下⑷において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、経営成績等の状況の概要にはａ及びｂに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはｃに掲げる事項を含めて記載すること。

a　当連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度」。⑸及び⑹において同じ。）における事業全体及び業務区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載すること。

b　経営成績等の状況の概要の記載に当たっては、認定区域整備計画及び事業計画に関連付けて、有害な影響の排除のための措置の実施状況等を記載すること。

c　経営成績等の状況に関して、事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、報告書に記載した他の項目の内容及び認定区域整備計画及び事業計画の実施状況と関連付けて記載すること。

⑸　設備投資等の概要

当連結会計年度における設備投資の目的、内容及び投資金額を業務区分に関連付けて概括的に説明すること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額を業務区分に関連付けて記載すること。

⑹　主要な設備の状況

当連結会計年度における主要な設備（連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者）から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、業務区分に関連付けて記載すること。

⑺　設備の新設、除却等の計画

当連結会計年度末現在において連結会社に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、業務区分に関連付けて記載すること。

⑻　コーポレート・ガバナンスの概要

a　提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載した上で、提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名（当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下ａにおいて同じ。）に該当する会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する同条第16号に規定する社外監査役をいう。）に該当する者についてはその旨の記載を含む。）の記載を含む。）及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。

また、設置運営事業等に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該業務の適正を確保するための体制の整備の内容及びその運用状況として、内部統制システムの整備及び運用状況、リスク管理体制の整備及び運用状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況その他の提出会社の企業統治に関する事項について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b　提出会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く。）の利益が害されることを防止するための措置（例えば、いわゆる特別委員会の設置等）をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。

また、提出会社がその親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下ｂにおいて同じ。）との取引（当該提出会社と第三者との間の取引で当該提出会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）を行っている場合には、その重要なものについて、次の(a)から(c)までに掲げる事項を記載すること。

(a)　当該取引をするに当たり提出会社の利益を害さないように留意した事項（当